

災害廃棄物の受け入れに関する意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震はもちろんのこと、太平洋沿岸を襲った大津波や全く想定していなかった東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故も重なり、広範囲かつ甚大な被害をもたらした。この震災により被災した地域や住民の苦悩は計り知れず、長期にわたる復興支援が必要である。

静岡県知事が昨年の10月31日、復興の妨げとなっている岩手県大槌町及び山田町の災害廃棄物の受け入れ支援を県内市町に提案したことを契機として、島田市は災害廃棄物の溶融受け入れ方針を示した。この方針に対しては、被災地の一日も早い復興を願う意見がある一方で、風評被害や将来に及ぼす影響等を心配する慎重な意見も多く、不安がすべて払しょくされているわけではない。

よって、国においては災害廃棄物の受け入れに当たり、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 農産物に対する風評被害の対策に全力を挙げるとともに、直接的、間接的被害が発生したときは、その関係者に対し十分な補償を行うことを確約すること。
- 2 災害廃棄物を受け入れることにより万が一環境汚染があった場合には、全力を挙げて対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月15日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

様